

## 千葉県保健所運営協議会医療安全相談窓口運営部会設置要綱

(部会)

第1条 千葉県保健所運営協議会設置条例第7条第1項の規定により、医療安全相談窓口の円滑な運営を図るため、千葉県保健所運営協議会医療安全相談窓口運営部会（以下「部会」という。）を置き、千葉県保健所運営協議会委員5人以内をもって組織する。

(部会の協議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療安全相談窓口の運営方針等の検討
- (2) 関係団体等との連絡調整
- (3) 相談事例の分析、検討
- (4) 個別相談事例への助言

(会議)

第3条 部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第4条 部会の事務局を保健福祉局医療衛生部保健所総務課に置く。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月26日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。